

<定期利用申請時の注意事項確認書>

定期利用を申請される方は事前に下記事項を確認し、署名欄に署名の上、提出してください。

- 申請書は必ず利用者本人が記入し、申請受付にお越しください。
(管理員不在時や代理人による申請や郵送申請は受付しておりません。)
- 申請には、申請書、区民優先扱いを希望される方は区内在住を証明する物を持参してください。
 - ・区内在住証明は、免許証、学生証、パスポート等になります。
 - ・その他、顔写真と名前があるものと公共料金等名前と住所が確認できるものでも、区内在住証明として受付することは可能です。
 - 例) 顔写真入り社員証や会員証+住所表示がある公共料金等の郵送物
 - 例) 顔写真入り社員証や会員証+住民票(戸籍抄本等)
 - 例) 在留カード+住所表示がある公共料金等の郵送物
 - ・申請受付時に区民証明物の提示が無い場合は、区外扱いになります。
※ 後日の提示は受付できません。
(転居などで住所を変更していない場合は、住所変更後の申請受付となります)
- 区外扱いとなった方は、承認期限が1ヶ月となり、定期更新は1ヶ月のみとなります。
- 区外の方は、ご利用期間中でありましても、区民の利用申し込みが増加し、各駐車枠が満車になった場合は、承認が取り消され翌月よりご利用できなくなる場合があります。予めご了承ください。
- 更新期間内に更新手続きを行わなかった場合は、自動的に承認破棄となります。再度承認希望の場合は、改めて定期利用承認申請書を提出してください。ご案内があるまでは、当日利用をご利用ください。未更新のまま定期利用エリアに駐車されますと、撤去移動いたしますのでご注意ください。
- 定期利用ご利用期間中に、パンク等で登録車両がご利用できない場合は、管理員から代車の承認を受け、所定の場所へ駐車してください。

定期利用承認申請書のご注意項目もご確認ください。

以上のことを確認しましたので、この注意事項確認書を定期利用承認申請時に提出いたします。

年 月 日

署名

区内優先扱いを希望されるお客様へ

区内在住を証明するものを申請受付時に管理員にご提示ください。
(※コピー等の提出は必要はありません※)

(1) 顔写真と住所の確認できるもの場合は1点提示してください。

- ① 免許証
- ② 学生証 (区内居住住所記載のあるもの)
- ③ パスポート
- ④ 住民基本台帳カード (顔写真付き)
- ⑤ 上記以外 (顔写真・名前・住所確認ができるもの)

(2) 下記の場合は、2点提示してください。

- ① 保険証
- ② 社員証・会員証等 (顔写真付き)
- ③ 住民基本台帳カード (顔写真のないもの)
- ④ 在留カード

⑤ 本人と住所が確認できる物2点

+ 本人宛の郵送物等
住所確認のできるもの1点

切り取り線